

〈案〉

四国中央市部活動地域展開推進計画
(第Ⅰ期)

「 スローガン — 副 題 — 」

令和 年 月

四国中央市教育委員会

1 はじめに

これまで学校部活動は、教育課程との関連を図りながら、学校教育の一環として教員の献身的な貢献に支えられ行われてきました。その中で部活動は、スポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の養成等に資するとともに、自主性の育成にも寄与しており、人間形成の場として大きな役割を担ってきました。

しかし、少子化が進む中でこれまでのような部活動の維持が困難になってきています。本市でも児童生徒数の減少が加速しており、統計的にも更に生徒数が減少する見込みです。そのため、今後は、部活動の廃部や休部、活動の縮小が想定され、生徒たちのやりたい部活動ができない、また、団体競技においては部員不足で試合に出場できなくなることが確実で、今後これまでのような学校部活動の維持ができないことは明白となっています。また、専門性や本人の意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制をそのまま継続することは、教員の労働環境の適正化の観点からも難しくなっています。

そこで、国や県の方針を踏まえ、本市では、それぞれの地域や学校、スポーツや文化芸術活動の実情に合った部活動の在り方について検討を進め、今後も中学校の部活動が担ってきた、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しみ、豊かな人間性を育む機会を確保する体制づくりを進めるため、ここに「四国中央市部活動地域展開推進計画」を策定しました。

2 推進計画策定の背景

(1) 国の動向

文部科学省は、急激な少子化の進展等により従来のような形での部活動の実施が困難となってきている中で、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」とし、部活動の地域クラブ活動への移行等を推進してきました。

さらに、令和7年12月には、令和8年度以降の部活動改革の方向性や支援策等の取組方針となる「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、令和10年度までを「改革実行期間【前期】」として、確実に休日の地域展開等に着手すること、令和13年度までを「改革実行期間【後期】」として、休日は原則全ての部活動において地域展開の実現を目指し、平日についても各種課題を解消しつつ、更なる改革を推進することとしました。

国が目指す地域クラブ活動の在り方として、「地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要」としています。

今回のガイドラインでは、これまでの「地域移行」から「地域展開」という表現に変更されており、「地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師などの兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要。」とあります。これまでの「部活動を学校から地域に移す」というイメージから、これまであった部活動の良さを生かしつつ、中学生のスポーツや文化芸術活動を学校も関わりながら地域で支える形にすることを目指すという考え方に変更されています。

(2) 県の動向

愛媛県では、令和5年9月「公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画」（以下「県推進計画」という。）が策定され、取組方針を『できるところから できるものから』として、県と市町がモデル事業などを中心としながら改革を進めてきました。その後、令和7年12月の国の新たな「ガイドライン」策定を受けて、令和8年2月に県推進計画が改定され、新スローガン『「やりたい！」をあきらめない。～オールえひめで挑む子どもの愛顔と成長の居場所づくり～』のもと、改革実行期間【前期】の目標として「令和10年度末までに県内全ての学校部活動で休日の地域展開を実現」を掲げました。今後、県と市町を中心とした持続的な協働推進体制を図る「えひめ地域クラブ」を構築し、地域の受け皿づくりや指導者確保等、地域展開の加速化について、市町をバックアップしていくこととされています。

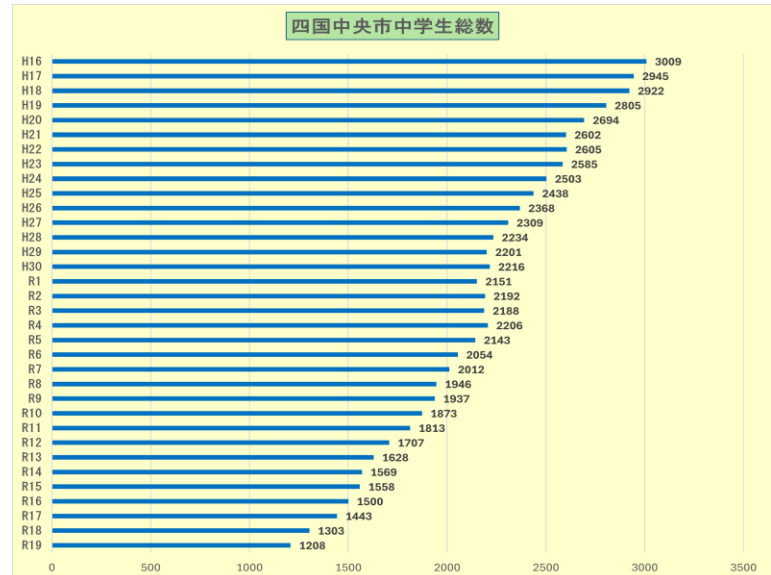
(3) 本市の動き

本市では、令和5年11月に「四国中央市部活動地域移行検討委員会要綱」を制定し、各種スポーツ団体の代表者や小中学校長を含む教職員で構成される「四国中央市部活動地域移行検討委員会」を設置しました。同委員会では、これまでに先進事例の研究や意見交換のほか、教職員対象のアンケート内容の検討や実施、今後の推進に向けた基本スケジュールの決定などがなされてきました。

3 本市の現状

(1) 生徒数の推移

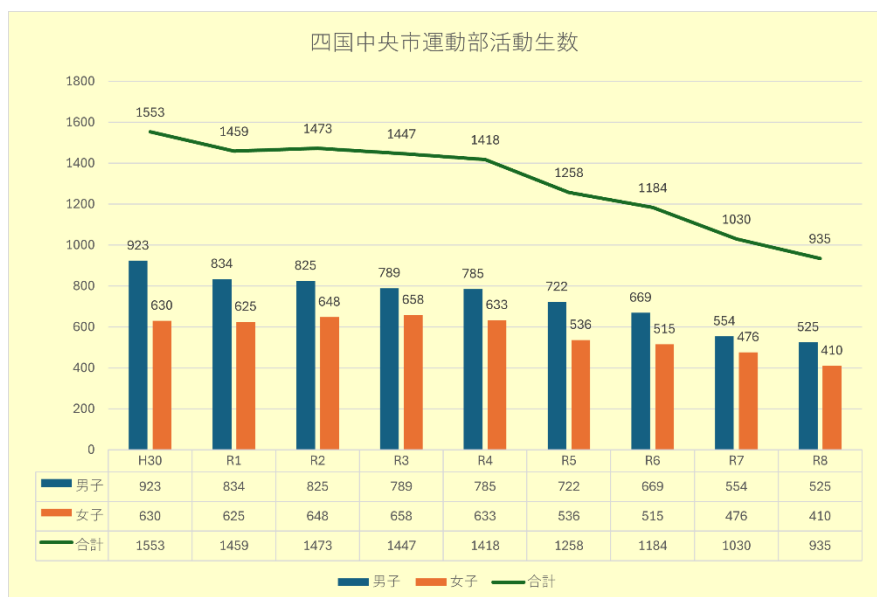
本市の市立中学校は7校あり、すべての中学校に運動部が、6校に文化部が設置されています。生徒数は平成16年度に3,009人であったものが、令和8年度には1,946人と約3分の2になっています。さらに、令和19年度には1,208人と、平成16年の約40%になることが予想されます。少子化によるクラス数の減少に伴って、正規の教員数が減少しており、部活動顧問を担当できる教員も減ってきていると思われます。



【令和9年以降の数値は住民基本台帳による推計値】

(2) 運動部活動生の推移

運動部活動生は平成30年度に1,553名だったものが令和8年度には935名と、およそ40%減少しています。一方、文化部活動生は令和2年度が433名、令和8年度には489名と逆に増加しています。運動部活動生が減少した背景には、生徒数の減少、民間地域クラブチーム等への選択肢の広がり、ダンスやeスポーツなどの趣向の多様化、運動部活動を避ける傾向の広がりといった複合的な要因が考えられます。一方で、運動部活動の設置数については大きく減少していないため、結果として各部活動における部員数の減少とチーム編成の困難化が進行しているものと思われます。



【「運動部活動加入状況調査」による】

4 本市の地域展開について

(1) 方向性

本市では、ガイドライン及び県推進計画を基本方針とし、部活動がこれまで果たしてきた教育的役割を念頭に、今ある部活動をできる限り尊重しつつ、本市の現状や地域特性に合った円滑な地域展開を目指します。「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、地域連携を深め、部活動改革を推進します。

また、生徒が主体的に活動を選択して多様な活動に参加できる機会を確保するとともに、教員がその主体性を尊重しつつ円滑に地域展開へ関与できるよう、労働環境の整備にも努めます。これらを通じて、将来にわたり持続可能なスポーツ・文化芸術活動の基盤の構築を目指します。

(2) 今後の取組

本市では、一部の種目においてすでに地域展開の受け皿として地域競技関係者による地域立ち上げ型地域クラブが設立されたり、教員の元部活動顧問主導による部活動移行型地域クラブが立ち上がったりする動きが起きています。部員数の減少により多くの学校でチーム編成等に苦勞している部活動がある一方、部員数も安定して多く所属しており喫緊の課題としてはとらえにくい部活動もあります。また、地域の各種団体も、その協会内の組織の状況や課題意識の状況も様々です。他にも、地理的条件、練習環境、受け皿の有無、歴史的経緯などは種目や学校ごとに異なります。

したがって、一つのプロトタイプを示して一律な地域展開の形を目指すのではなく、次に示すいくつかの地域展開のモデルをベースとし、種目ごとに協会や学校関係者、生徒や保護者の合意形成を図ったり、経過を検証したりしながら、その運営主体を学校から学校を含めた地域全体で担う地域展開を進めていくことが最適であると考えます。

また、計画を進めていく中でそれぞれの部活動において課題が生じることが予想されることから、本計画を（第Ⅰ期）としており、その都度見直しを図りながら、状況にあった方向性を検討し（第Ⅱ期）、（第Ⅲ期）と計画を更新し進めていくことが必要だと考えます。

(3) 地域展開のモデル

① 単独部活動

個人種目がある競技や、部員や指導者、練習場所の確保に安定感のある部活動は、現在の形を踏襲しながら地域展開を進めます。外部指導者や部活動指導員の活用を増やして地域連携を進めていく中で、部活動指導員に活動をゆだねる場面を徐々に増やしたり、教員の兼職兼業の手続きを整備していったりしていきます。地域立ち上げ型地域クラブと連携して、休日は学習塾のような形で地域連携を深める方法も考えられます。

② 合同部活動

試合やコンテスト等に出場するための人数がそろわない学校が、他校の部活動と合同で部活動を行うという、運動部ではこれまでも複数の種目で行われて来た中学校体育連盟で正式に定められた制度です。合同部活動を進める中で、例えば休日の地域展開への足がかりを探っていくことが考えられます。

③ 部活動移行型地域クラブ C-Baee

学校の部活動を母体として地域展開した地域クラブです。例えば、定常的に部員の人数不足が予想され、活動内容が制限される部活動が適合するケースが考えられます。まずは、休日の地域展開を行います。平日はそれぞれの学校で部活動として活動し、休日は拠点となる学校に集まって地域クラブ活動として活動する方法が考えられます。指導者は、地域人材の活用や兼職兼業による教員があたります。平日の練習ではオンラインでのミーティングによる意思疎通、練習メニューの共有などデジタル技術の効果的な活用の工夫も考えられます。クラブチームで出場する際のチーム名は「(例) 四国中央東」など新名称を用います。選手登録の扱い方や大会への出場資格について、種目ごとに丁寧に確認を行う必要があります。学校の組み合わせについては、平日も含めての完全な形での地域展開を見据えて、将来的な視点で検討をしていくことが必要です。各校顧問で、場合によっては競技団体等と、十分な協議を行って決定していくことが求められます。

④ 地域立ち上げ型地域クラブ

地域の協会や各種団体が新しく受け皿として設立する地域クラブです。または、従来からある小学生主体のスポーツ少年団が小学校卒業後も引き続き選手を受け入れたり、社会人主体のチームが中学生を受け入れたりする形の地域クラブも考えられます。また、休日だけ競技の技術向上を主な目的として学習塾のような役割で行う形も考えられます。

その活動内容も、上位の大会を目指して競技力を高めることに重きを置く活動から、競技に親しむことを主眼とした活動など様々なタイプの地域クラブの形が考えられます。

これまで部活動であったもの以外にも、マルチスポーツや弓道、ダンス、ボルダリングなどの運動系、茶道や華道、美術やイラストなどの文科系等、生徒の興味の受け皿になる様々な地域クラブの設立が望まれます。

(4) 留意点

- 指導の統一性の観点から休日と平日の指導を切り離して考えることは適切ではないと考えます。したがって、先行して休日の地域展開の実施を目指しますが、休日に教員以外の指導者が指導を行う場合も、できる範囲で平日も教員の部活動顧問と連携を深めることが重要です。

○指導者の安定的かつ継続的な確保は大きな課題です。関係団体は、部活動改革の「地域で子どもを育てる」という理念を意識し、中学生の活動だけを切り離して考えるのではなく、小学生から、高校生、社会人までのつながりを意識して団体を運営していくことが求められています。その中で、その競技を通して地域で育った子どもが、将来地域の指導者として次の世代を育てるという好循環を構築できるよう工夫していくことが大切です。そのことは、競技の振興に直接つながることだと考えます。

また、これまで部活動での教員と生徒のつながりが学校生活において双方にプラスに働く部分が大いにあったことや、指導に必要な研修の多くが本業の中で研修されている教職員が高い割合で指導者として適任であることは論を待ちません。本人の意思を尊重しながらできるだけ多くの教員が兼職兼業としてこれからも地域クラブ活動にかかわることは、持続可能性を高めるために欠かせません。そのためには、教職員の労働環境の整備や適切な報酬など、教職員を大切にした条件整備が重要です。

○受け皿となる地域立ち上げ型地域クラブの指導者、部活動指導員や外部コーチ等については、未成年で成長期の中学生を指導するにあたって、より適切な指導が求められます。ガイドラインの趣旨やこれまでの部活動の教育的意義を正しく理解した指導者が必要です。その人選にあたっては、地域のスポーツ・文化芸術活動の発展振興に直接かかわることであり、各関係団体が主体的にかかわることが期待されます。また、部活動にかかわる場合は、その採用の際に、顧問の意向確認や校長の承認などの手続きを慎重に進めることが求められます。

【モデル別比較表】

	名称等	適合ケース	運営団体	活動内容	想定される競技の例	備考
部活動由来	単独部活動	単独で活動が可能な部	学校	週2回の休養日や練習時間平日2時間・休日3時間を守り、ガイドラインを遵守した活動。	個人種目のある競技や多くの文化部	部活動指導員や外部コーチを積極的に導入して地域連携を進める。目標として令和10年度末までに休日の地域展開、令和13年度までの完全地域展開を目指す。
	合同部活動	単独で試合が困難な部	学校		個人種目のない団体種目や吹奏楽部	
	C-Base 部活動移行型地域クラブ	条件が整った部	市教育委員会 競技団体等		軟式野球がすでに移行済み	基本的に認定地域クラブ活動に認定される
地域由来	地域立ち上げ型地域クラブ	地域に指導者がいる場合	競技団体（協会）、スポーツ少年団、保護者、民間、有志、その他	競技志向の強い活動から、競技に親しむことを主眼とした活動まで様々。ガイドラインを守ったクラブが各種目に一つはあることが望ましい。	部活動にあった種目に限らず、弓道やボルタリング、パラスポーツ、マルチスポーツ等々。加えて華道や美術などの文化的活動など様々。	その活動状況によって認定地域クラブに認定される場合がある。
	すでにある地域クラブ					

(5) 今後の取組

① 行政

- ・ 検討委員会の運営、各種調査の実施
- ・ 県推進計画に基づき県が推進する「えひめ地域クラブ」との連携
- ・ 指導者の発掘・マッチングの主導
- ・ モデル事業の実施と環境整備や課題の把握
- ・ 「認定地域クラブ」の認定における要綱の検討・整備
- ・ 各種スポーツ協会・文化芸術団体等との連携による受け皿づくりの支援
- ・ 指導者への報酬や活動費等の財政的支援体制の整備
- ・ 移動手段の検討
- ・ 活動状況の把握及び適切な助言
- ・ 指導者に対する研修体制の構築。

② スポーツ団体・文化芸術団体

- ・ 部活動地域展開の趣旨に基づく活動への助言及び支援
- ・ 受け皿となる地域クラブ設立の検討
- ・ 指導者の派遣等、指導体制への協力
- ・ 各種大会、発表会等の開催時における協力

③ 学校

- ・ 行政、保護者、地域と連携した生徒の活動の場の確保
- ・ 各部活動の特性に応じた地域展開の検討
- ・ 部活動指導員や外部指導者の拡充への取組
- ・ 教職員の意思を尊重した兼職兼業の推進
- ・ 認定地域クラブの学校施設活用の調整

これらの組織が横断的・一体的に取組を推進し、着実な計画の実行を図る。

四国中央市 部活動地域展開 ロードマップ

2026.10

